



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)
号外第46号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委訓令	教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(1)(総務福利課)..... 1
	鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(2)()..... 8
	鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令(3)()..... 9

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程(昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(任免の発令の方法) 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給(昇格)・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任(職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。))又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若	(任免の発令の方法) 第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給(昇格)通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については、内訓をもってこれに代えることができる。

しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）行政組織の変更によらない配置換え（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもってこれに代えることができる。

別表（第3条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）

(1) 略

(2) 教育長以外の職員の場合
(ア)

鳥取県.....に任命する

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）

.....職.....級に決定する

(ア) 職員の種類の別とする。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により採用する場合に限る。

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第2条第1項

別表（第3条関係）

職員の任免の発令の形式

第1 一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の場合

1 採用（現に職員でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。）

(1) 略

(2) 教育長以外の職員の場合
(ア)

鳥取県.....に任命する

.....職.....級に決定する

(ア) 職員の種類の別とする。

任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）第4条の規定により採用される職員（以下「任期付研究員」という。）を採用する場合を除く。

.....号給を給する

.....勤務を命ずる

(イ)

.....を命ずる

任期は...年...月...日までとする

2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合)

鳥取県.....に任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

期限(任期)の定めのない職員となる

の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。

枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。
所属課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。)
、特定任期付職員又は任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員(以下「一般任期付職員」という。)を採用する場合に限る。

職員の種類を異動させる場合に限る。
所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への昇任の場合を除く。

勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。

.....号給を給する

.....勤務を命ずる

(イ)

.....を命ずる

任期は...年...月...日までとする

2 昇任(現に有する職より上位の職を命ずる場合)

鳥取県.....に任命する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

1週間の勤務時間は.....時間とする

枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。
所属課所の長への採用の場合を除く。

(イ) 職名とする。

任期付研究員又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により採用される職員(同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。)を採用する場合に限る。

職員の種類を異動させる場合に限る。
所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への昇任の場合を除く。

地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の

<p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる <u>期限（任期）の定めのない職員となる</u></p>	<p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。 <u>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</u></p>	<p>3 降任（現に有する職より下位の職を命ずる場合） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる <u>1週間の勤務時間は……時間とする</u></p>	<p><u>1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u> 職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への降任の場合を除く。 <u>再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p>
<p>4 配置換え（昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる <u>期限（任期）の定めのない職員となる</u> 1週間の勤務時間は……時間とする</p>	<p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更する場合に限る。ただし、所属課所の長への配置換えの場合を除く。 職名を変更する場合に限る。 <u>勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</u> <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p>	<p>4 配置換え（昇任及び降任以外の方法で、所属課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。） 鳥取県……に任命する ……勤務を命ずる ……を命ずる <u>1週間の勤務時間は……時間とする</u></p>	<p>職員の種類を異動させる場合に限る。 所属課所を変更場合に限る。ただし、所属課所の長への配置換えの場合を除く。 職名を変更する場合に限る。 <u>再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を変更する場合に限る。</u></p>
<p>5 転任（任命権者を異にする他の部局から転入させる場合） 鳥取県……に任命する</p>		<p>5 転任（任命権者を異にする他の部局から転入させる場合） 鳥取県……に任命する <u>……職……級に決定する</u></p>	

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

6 略

7 転職（昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合）

鳥取県.....に任命する

職員の種類を異動させる場合に限る。

.....号級を給する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

6 略

7 転職（昇任及び降任以外の方法で異種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合）

鳥取県.....に任命する

職員の種類を異動させる場合に限る。

.....職.....級に決定する

.....号級を給する

給料表を異にして異動させる場合に限る。

.....を命ずる

8～13 略

.....を命ずる

8～13 略

14 辞職（職員の意思によって退職させる場合）

辞職を承認する

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。

14 辞職（職員の意思によって退職させる場合）

辞職を承認する

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による）

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定による任命権者の要請に応じて退職する場合に限る。

15～29 略

30 勤務延長退職（勤務延長職員が期限の到来により退職する場合）

勤務延長の期限の到来による退職

31 再任用（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合）

鳥取県.....に再任用する

.....職.....級に決定する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

任期は...年...月...日までとする
1週間の勤務時間は.....時間とする

所属課所の長への再任用の場合を除く。

再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。

15～29 略

30 勤務延長退職（職員 の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員が期限の到来により退職する場合）

勤務延長の期限の到来による退職

31 再任用（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合）

鳥取県.....に再任用する

.....職.....級に決定する

.....号級を給する

.....勤務を命ずる

.....を命ずる

任期は...年...月...日までとする
1週間の勤務時間は.....時間とする

所属課所の長への再任用の場合を除く。

再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を定める場合に限る。

32 任期更新

再任用の任期を...年...月...日まで更新する

任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する

任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する

特定任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する

一般任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する

33 任期満了退職

再任用の任期の満了による退職

地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任期付職員の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条第1項の規定により特定任期付職員の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条第1項の規定により一般任期付職員の任期を更新する場合に限る。

再任用職員が任期の満了により退職する場合に限る。

32 任期更新

再任用の任期を...年...月...日まで更新する

任期付研究員の任期を...年...月...日まで更新する

任期付職員の任期を...年...月...日まで更新する

33 任期満了退職

再任用の任期の満了による退職

地方公務員法第28条の4第2項の規定又は同法第28条の5第2項(同法第28条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により再任用の任期を更新する場合に限る。

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第5条第1項の規定により任期付研究員の任期を更新する場合に限る。

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定により任期付職員の任期を更新場合に限る。

地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)が任期の満了により退職する

任期付研究員の任期の満了による退職

任期付職員の任期の満了による退職

特定任期付職員の任期の満了による退職

一般任期付職員の任期の満了による退職

34～42 略

43 給与決定

(1) 教育長の場合

給料月額.....円を給する

(2) 教育長以外の職員の場合

(転職(給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合に限る。)又は転任に伴い、給与を決定する場合)

.....職...級に決定する

.....号給を給する

44～48 略

第2及び第3 略

第2号様式(第2条関係)

昇給(昇格)・給与決定通知書

略

略

任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。

任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。

特定任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。

一般任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。

枠外の場合には「特に.....円を給する」とする。

任期付研究員の任期の満了による退職

任期付職員の任期の満了による退職

34～42 略

43 給与決定

給料月額.....円を給する

(1) 教育長の場合

給料月額.....円を給する

(2) 教育長以外の職員の場合

(転職(給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合に限る。)又は転任に伴い、給与を決定する場合)

.....職...級に決定する

.....号給を給する

44～48 略

第2及び第3 略

第2号様式(第2条関係)

昇給(昇格)通知書

略

略

場合に限る。

任期付研究員が任期の満了により退職する場合に限る。

任期付職員が任期の満了により退職する場合に限る。

教育長の場合に限る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する用紙で、改正前の教育委員会事務局職員の任免発令規程の定めるところにより作成されているものは、改正後の教育委員会事務局職員の任免発令規程(以下「新訓令」という。)の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新訓令に定める書類として使用することができる。

(教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令の一部改正)

3 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令(昭和60年鳥取県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前	
附 則	附 則 1 <u>この訓令は、昭和60年 3月31日から施行する。</u> 2 <u>改正後の教育委員会事務局職員の任免発令規程別表のうち次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
	第 1 の 1	第 5 条 第 1 項
		第 5 条 第 1 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。)
	第 1 の 22	第 2 条 の 規 定 により
		第 2 条 又 は 地 方 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (昭 和 5 6 年 法 律 第 9 2 号) 附 則 第 3 条 の 規 定 に よ り
		第 2 条 の 規 定 に よ る 定 年 退 職 (昭 和 5 6 年 法 律 第 9 2 号 附 則 第 3 条 の 規 定 に よ る 退 職)
	第 1 の 23	第 4 条 第 1 項
		第 4 条 第 1 項 (同条例附則第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)
	第 1 の 24	第 4 条 第 2 項
		第 4 条 第 2 項 (同条例附則第 2 項において準用する場合を含む。)
	第 1 の 25	第 4 条 第 4 項
		第 4 条 第 4 項 (同条例附則第 2 項において準用する場合を含む。)
	第 1 の 28	第 5 条 第 2 項
		第 5 条 第 2 項 (同条例附則第 3 項において準用する場合を含む。)
この訓令は、昭和60年 3月31日から施行する。		

鳥取県教育委員会訓令第 2 号

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成元年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（衛生委員会）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前3条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第11条第1項中「13人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「11人」と、教育事務所及び教育機関の衛生委員会にあつては「4人」と、県立学校の衛生委員会にあつては「5人」と、同条第2項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「<u>教育総務課長の職にある者</u>」と、教育事務所、県立学校及び教育機関の衛生委員会にあつては「<u>所属所の長</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第31条 審査会は、委員<u>17人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 審査会の委員は、<u>次に掲げる者のうちから</u>、教育長が任命する。</p> <p>（1）<u>医師</u></p> <p>（2）<u>県の職員</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>（衛生委員会）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前3条の規定は、前項の衛生委員会について準用する。この場合において、第11条第1項中「13人」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「11人」と、教育事務所及び教育機関の衛生委員会にあつては「4人」と、県立学校の衛生委員会にあつては「5人」と、同条第2項中「教育長の職にある者」とあるのは、本庁の衛生委員会にあつては「<u>総務福利課長の職にある者</u>」と、教育事務所、県立学校及び教育機関の衛生委員会にあつては「<u>所属所の長</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>（組織）</p> <p>第31条 審査会は、委員<u>12人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 審査会の委員は、<u>医師のなかから</u>教育長が任命する。</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(異動等に伴う着任)</p> <p>第15条 新たに職員となった者又は所属の異動を命ぜられた職員は、発令後速やかに着任しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(異動等に伴う着任)</p> <p>第15条 新たに職員となった者又は所属の異動を命ぜられた職員は、辞令の交付を受けた後速やかに着任しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(履歴書の取扱い)</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、教育総務課長及び所属長はこれを保管するものとする。</p>	<p>(履歴書の取扱い)</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、総務福利課長及び所属長はこれを保管するものとする。</p>
<p>(職務上の事故報告)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに教育総務課長にその内容を報告しなければならない。</p>	<p>(職務上の事故報告)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに総務福利課長にその内容を報告しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。